

熊本県立甲佐高等学校育友会会則

- 第 1 条 本会は熊本県立甲佐高等学校育友会と称し事務所を同校内に置く。
- 第 2 条 本会は学校教育の目的並びに方針について家庭と学校が協力して教育の完成に努め、教育環境の充実を図り、生徒の福祉を増進し、本校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。
- 1 学校と家庭との連絡協議並びに懇談などに関する事。
 - 2 学校の教育環境の改善充実に関する事。
 - 3 生徒の学業及び職員の研究助成に関する事。
 - 4 生徒並びに職員の福祉厚生、保健衛生に関する事。
 - 5 その他本会の目的達成に必要な事業。
- 第 4 条 本会は生徒の保護者及び本校職員を以て組織する。
- 第 5 条 本会には下記の役職員を置き任期は1年とし再任を妨げない。
- 1 会長は1名とし、保護者会員中より、評議員会の推薦により選出し、総会の承認を得る。
 - 2 副会長は5名以下とし、保護者会員中より、評議員会の推薦により選出し、総会の承認を得る。
 - 3 会計は3名以下とし、内2名以下は保護者会員中より、他の1名は事務長に会長が委嘱する。
 - 4 書記は3名以下とし、内2名以下は保護者会員中より、他の1名は育友会職員に会長が委嘱する。
 - 5 会計監査は2名以上4名以下とし保護者会員中より、評議員会の推薦により選出し、総会の承認を得る。
 - 6 顧問は校長、教頭、前育友会会長とする。
- 第 6 条 役職員の任務は下記のとおりとする。
- 1 会長は会務を総理し、本会を代表する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長を代理する。また、各種委員会の委員長を兼ねる。
 - 3 評議員は評議員会を構成し、会務の企画・立案など重要案件を審議する。
 - 4 会計は本会の会計を掌る。
 - 5 書記は本会の庶務を処理する。
 - 6 会計監査は本会の会計を監査する。
 - 7 顧問は会計の諮問に答える。
- 第 7 条 総会は本会の最高議決機関であり、通常総会と臨時総会とする。通常総会は年1回とし、臨時総会は必要に応じて開き、会員数の3分の1以上の出席をもって成立する。
- 総会は、下記の事項について議決する。議決は出席会員の過半数によって決する。
- 1 事業計画の承認
 - 2 予算の決議・決算の承認
 - 3 役員承認
 - 4 会則又は規約の決定並びに改正

5 その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第 8 条 評議員会は、会務の企画・立案等の重用案件の審議及び総会の委任事項を決議する。また、会務執行の監督にあたる。

第 9 条 会長・副会長・会計を以て役員会を構成し、本会会務の企画・立案並びに執行にあたる。

第 10 条 本会に次の委員会、評議員会、部会を設置する。各委員長・評議員長等は必要に応じて会議を招集し、事業の推進を図る。構成員は下記その他、本校関係職員をもってあてる。

1 各組織は、クラス委員（各クラス 3 名以下）で構成され、各学年のクラス委員から学年委員長と副委員長を選出する。

クラス委員は、学級・学年間の連絡、調整をおこなう。また、育友会活動の中心となって学校行事に参加する。また、学年委員長は執行部会に参加し、クラス委員との連絡、調整を行う。

2 本会に生活・進路委員会を設置する。生活・進路委員会の委員は、クラス委員から選出し、生徒の校外指導に当たる。また、進路目標達成のための援助活動にあたる。

3 本会に広報委員会を設置する。広報委員会の委員は、クラス委員から選出し年 3 回の育友会新聞「きんもくせい」を発行する。

4 本会に評議員会を設置する。評議員会の評議員は、クラス委員から選出する。

第 11 条 本会の経費は、育友会会員の会費及びその他の収入をもって充てる。

1 会費の額は評議員会において定め、総会の承認を要する。

2 本会員は入学時に誓約書を提出し、会費等を納入する。卒業もしくは退学する時点で会費の未納が生じた場合は、借用書を提出する。

3 本会の予算の執行は、校長に委任する

第 12 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

附則	本会則は昭和 55 年 5 月 24 日一部改正	平成 19 年 5 月 14 日一部改正
	昭和 58 年 5 月 20 日一部改正	平成 22 年 5 月 22 日一部改正
	昭和 62 年 5 月 20 日一部改正	平成 25 年 5 月 11 日一部改正
	昭和 63 年 5 月 18 日一部改正	平成 27 年 5 月 9 日一部改正
	平成 3 年 5 月 20 日一部改正	平成 28 年 6 月 11 日一部改正
	平成 5 年 5 月 17 日一部改正	平成 29 年 4 月 22 日一部改正
	平成 7 年 5 月 17 日一部改正	平成 31 年 4 月 21 日一部改正

熊本県立甲佐高等学校育友会慶弔及び表彰規程

〈慶弔〉

第1条（会員及び生徒の弔意）

- 1 会員の死去 香典10,000円
弔花10,000円相当
弔電
代表会葬
- 2 生徒の死去 香典10,000円
弔花10,000円相当
弔電
- 3 災害により重大な打撃を被った場合は、役員会で協議のうえ、適宜決定する。
- 4 その他、上記以外の慶弔については、役員会で協議のうえ、適宜決定する。

〈表彰〉

第1条 本会役員退任者の表彰

- 1 会長を退任する時点で表彰並びに5,000円相当の記念品を贈呈する。ただし、一度表彰を受けたら、後年役員等をして表彰は受けられない。
- 2 本会発展のため、また学校に対して顕著な功績があり表彰の必要がある場合は、役員会で協議のうえ決定する。
- 3 その他表彰の必要がある場合は、役員会で協議のうえ決定する。